

長岡市公告第151号

簡易評価型プロポーザル方式による計画策定業務委託の実施について（公告）

簡易評価型プロポーザル方式による計画策定業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成28年6月17日

長岡市長 森 民 夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、地元・U・Iターン就職促進ポータルサイト制作等業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託概要

- (1) 委託番号 長商雇委第11号
- (2) 委託名 地元・U・Iターン就職促進ポータルサイト制作等業務委託
- (3) 委託期間 平成28年7月下旬（予定）から平成29年3月31日まで
- (4) 委託内容 地元・U・Iターン就職促進ポータルサイト制作等業務

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとするものは、次の全ての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 長岡市内に本社又は支店機能が所在する事業者であること。
- (2) 過去2年間の間に、自社でホームページの制作実績があり、受託業務を効果的に企画、実施できる社内体制が整備されていること（ポータルサイト制作以外の業務については、長岡市と協議のうえ、必要に応じ一部を外部委託することを認める。）。
- (3) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業は、直近の障害者の雇用率が、法定雇用率を超えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) この公告日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (7) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、平成28年6月24日（金曜日）までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を長岡市商工部商業振興課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファックス又は電子メールとします。

ただし、ファックス及び電子メールの場合は、着信を確認してください。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、平成28年6月29日（水曜日）までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により質問することができます。

質問に対しては、平成28年6月30日（木曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 平成28年7月7日（木曜日）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限ります。）
- (3) 提出場所 住 所 〒940-0062 長岡市大手通2-6
フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階
長岡市商工部商業振興課 雇用促進係
電 話 0258-39-2228 FAX 0258-36-7385
e-mail syougyo@city.nagaoka.lg.jp

7 提案を求める事項

- (1) 会社概要（様式任意）
 - ・社名
 - ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
 - ・資本金
 - ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
 - ・業務内容
- (2) 過去2年間における主なホームページ制作実績（様式任意）
- (3) 今年度の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ）

(4) 本業務の担当予定者の氏名（様式任意）

担当予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

(5) 本業務への取組体制（様式任意）

本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制。

(6) 提案内容（様式任意）

提案は説明書の記載内容に従って明瞭に作成すること。なお、提案に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・地元・U・I ターン就職の促進について、貴社の現時点における認識や考え方を記載すること。
- ・メインターゲットとなる若年層（学生、20代、30代、結婚・子育て世代）のニーズを意識した企画提案であること。
- ・提案書は、完成品をイメージできる内容とするが、使用する写真等は既存のパンフレットやホームページ等から流用したものを使用して差し支えない。
- ・ポータルサイト制作以外の業務を外部へ再委託する場合は、再委託する業務と再委託先（会社名、所在地、代表者名）を記載し、再委託の理由も明記すること。

(7) 貴社のアピールポイント

(8) 費用見積り

事業費見積額の算出根拠として、各業務別に具体的な内容と経費（千円単位）で記載してください。また、ポータルサイトの制作については、次年度以降のランニングコストも記載すること。主にランニングコストはHP運用と広告を想定しています。

※業務別経費割合の目安

(1) HP制作：(2) HP運用：(3) 広告：(4) ノベルティ制作＝4：2：3：1

(9) 業務スケジュール

契約後の業務実施スケジュール

8 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の各要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

- (2) 提出いただいた提案書は、返却しません。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。